

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）を見ると、過去最低とされる平成17年の1.26から平成24年は1.41と若干上昇はしているものの、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っており、その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感などが指摘されています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度（子ども・子育て支援新制度、以下「新制度」という。）を構築するため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定後、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移行し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」をめざし、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための検討が行われ、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市では、平成17年3月に「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン～交野市次世代育成支援行動計画～」（前期計画：平成17年度から平成21年度）を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（平成22年度から平成26年度）を策定し、「子どもいっぱい 元気な かたの」を基本理念として、子どもを生み育てるに喜びを感じ、また地域の中で、子どもが夢と希望を持って健やかに育まれるまちをめざし、子育てに関する様々な施策を総合的に推進してきましたが、平成26年度に計画期間の最終年度を迎えていました。

新制度による新たな施策が示されるなか、これまでの次世代法に基づく「交野市次世代育成支援行動計画」を継承する計画として、子ども・子育て支援法に位置づけられる「交野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に向けた取組みを推進するものです。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）と一体的に策定します。

☆子ども・子育て支援法

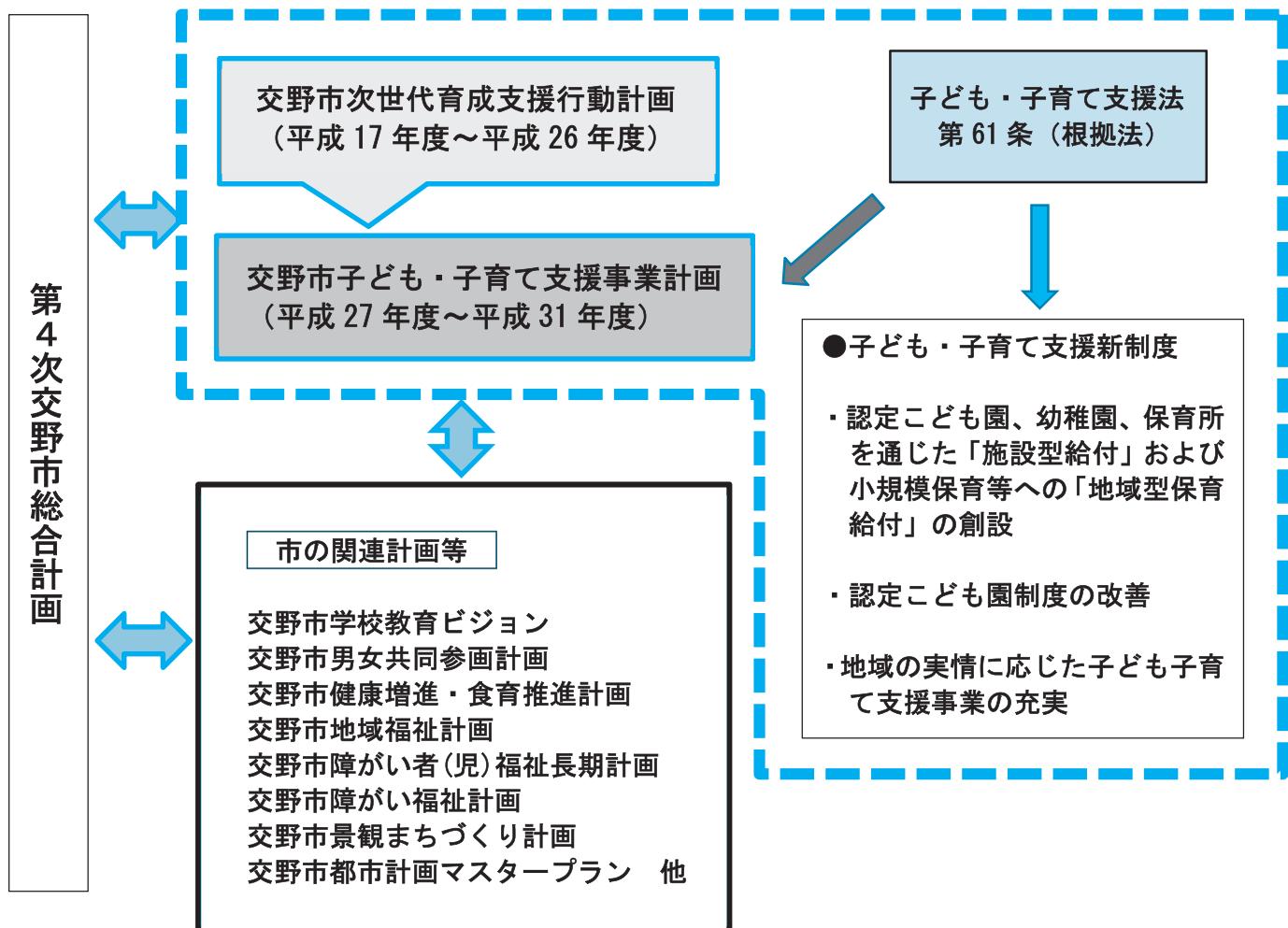
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

☆次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

1. 新制度の概要

新制度とは・・・

子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援する新しい仕組みです。

(1)新制度のポイント

新制度において推進される子育て支援施策の主なポイントは以下の3つです。

【子ども・子育て支援新制度の3つのポイント】

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

○幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

○認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設、保育所認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。
○認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、待遇改善により支援の質を向上します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

○地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。

(2)新制度における給付・事業

新制度では、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されます。この新制度の給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」とい、また、「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法で定められた法定13事業を実施し、すべての子育て家庭への支援を充実します。

新制度における給付・事業は次のとおりです。

子ども・子育て支援給付

《子どものための教育・保育給付》

■施設型給付

- <給付の対象＝教育・保育施設>
- ・幼稚園
 - ・保育所（定員20人以上）
 - ・認定こども園

■地域型保育給付

- <給付の対象＝地域型保育事業>
- ・小規模保育（定員6～19人）
 - ・家庭的保育（定員5人以下）
 - ・居宅訪問型保育
 - ・事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

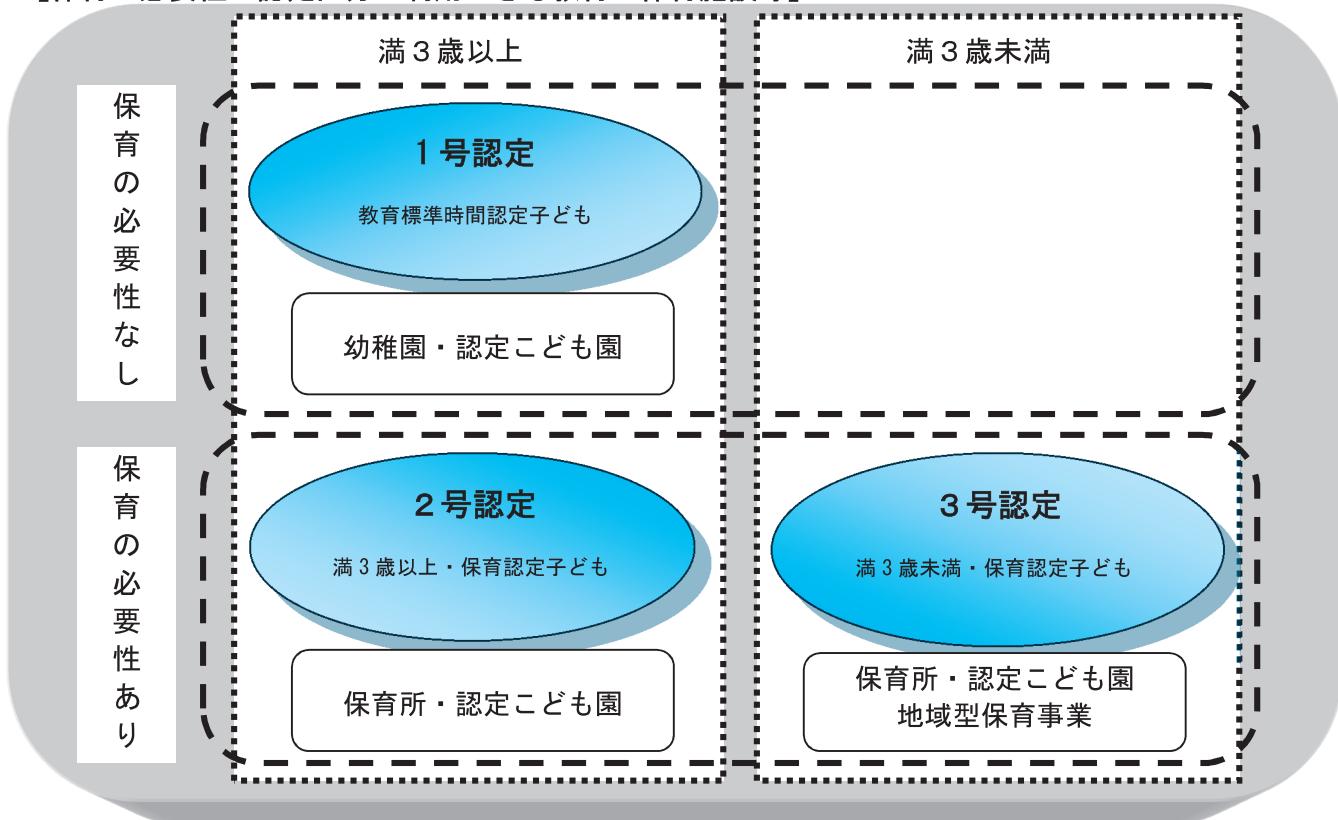
- ①利用者支援事業【新規】
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- ④こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付事業【新規】
- ⑬多様な主体の新制度に参入することを促進するための事業【新規】

(3)保育の必要性の認定

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。

【保育の必要性の認定区分と利用できる教育・保育施設等】



【保育の必要性を認定する際の客観的基準】

(1) 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- ①月 48~64 時間の範囲で市町村が定める時間以上の就労をしていること
※ 本市においては月 64 時間以上の就労をしていること
- ②妊娠中または出産後間がないこと
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居（長期入院等を含む）親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 保育の必要量

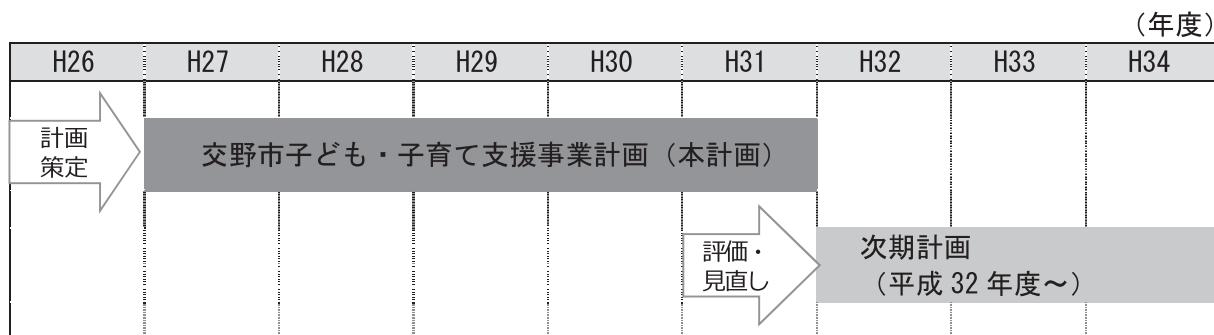
保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育の必要量を認定します。保育の必要量には「保育標準時間認定（1日最大11時間）」と「保育短時間認定（1日最大8時間）」があります。

※ 最大時間は時間外保育を除きます。

4 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、平成27年度から平成31年度までの5年間を第1期として推進します。その後、計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「交野市子ども・子育て会議」を設置し、検討を行いました。

さらに、交野市就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育ての状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」により、今後見込まれるニーズを把握するとともに、パブリックコメントを実施し、計画の策定を行いました。

■計画の策定体制

